

コンプライアンス・リスクマネジメント規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社アバント（以下「当社」という）及び当社の子会社（以下総称して「当社グループ」という）におけるコンプライアンス及びリスクマネジメントの方針、体制、運営方法などについて定め、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し社会的信用の向上を図ること、並びにリスクの防止および会社損失の最小化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令、社内規則及び企業倫理（以下「法令等」という）を遵守することをいう。
また、「リスク」とは、会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性を指すものをいう。

(方針)

第3条 当社グループは、別に定める AVANT 行動基準（以下「行動基準」という）に従い、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る取組みの推進を図ることを基本方針とする。

(適用範囲)

第4条 本規程の適用範囲は、当社グループとする。また、本規程の適用対象者は、当社グループ及び当社グループの協力会社の役員、従業員及び派遣社員とする。

(従業員の責務)

第5条 本規程の適用対象者は、行動基準をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(コンプライアンス・リスクマネジメント委員会)

第6条 当社は、当社グループのコンプライアンス及びリスクマネジメントの状況を把握し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反があった場合に対応するために、また適切なリスク管理を実施するために、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設け、全社的なマネジメント体制を整えるものとする。

(責任と権限)

第7条 コンプライアンス・リスクマネジメントを実施・推進する各担当者の責任と権限を次のとおり定める。

(1) 委員長の責任と権限

- ① コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の委員長（以下「委員長」という）は、当社の代表取締役とする。委員長は、行動基準を本規程の適用対象者に対して周知徹底させ、企業の責任を全うする最高責任を持つ。
- ② 委員長は、行動基準の遵守状況を把握し、コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る取組みを推進する。
- ③ 委員長は、本規程の実施および運用のために、コンプライアンス・リスクマネジメント責任者及び事務局の責任と権限を定める。
- ④ 委員長は、コンプライアンス・リスクマネジメントに関する文書の審査、承認、発行、配布を実施する。

(2) 委員長によって定められる責任と権限

- ① 当社グループ各社のコンプライアンス・リスクマネジメント責任者は、別途委員長の指名した者とし、以下の項目を実施する責任と権限を持つ。

イ) 自社内におけるコンプライアンス・リスクマネジメントの推進およびコンプライアンス・リスクマネジメント推進体制への意見および問題点の指摘等の情報収集

ロ) イ) で収集した情報のコンプライアンス・リスクマネジメント委員会への報告

- ② コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の事務局（以下「事務局」という）は、別途委員長の指名した者とする。事務局は、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を運営する上での事務作業を行う。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会で作成・策定した行動基準・通達等の管理を行う。

(3) 本規程の適用対象者の責任と権限

- ① 本規定の適用対象者は、コンプライアンスの遵守、リスクマネジメントの取組みに際しては、行動基準、通達、法令およびその他の規範を遵守し、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の指示に基づいた業務を遂行する。

(体制および責任)

第8条 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会の体制は、委員長のもとに当社グループ各社のコンプライアンス・リスクマネジメント責任者および事務局を置いて、運営する。

(コンプライアンス・リスクマネジメント文書の配布責任)

第9条 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、本規程、行動基準およびその他通達等（以下「コンプライアンス・リスクマネジメント文書」という）の発行・改訂をした場合には、迅速に対象者へその文書を配布しなければならない。

(コンプライアンス・リスクマネジメント文書の遵守状況の評価および改訂)

第10条 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、本規程の適用対象者のコンプライアンス・リスクマネジメント文書遵守状況を定期的に調査し、必要に応じて、コンプライアンス・リスクマネジメント文書のレビューを行うこととする。また、本規程の適用対象者のコンプライアンス・リスクマネジメント文書に対する意見や要望を収集し、その妥当性を評価するとともに、必要に応じて内容の改訂を行うこととする。

(取締役会への報告)

第11条 コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス・リスクマネジメントの推進・遵守状況や行動基準の改訂状況、および事故や問題の発生状況を当社取締役会に報告しなければならない。

(従業員の禁止事項)

第12条 本規程の適用対象者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) コンプライアンス上の禁止事項

- ① 自ら法令等に違反すること
- ② 他の従業員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆すること。
- ③ 他の従業員の法令等に違反する行為を黙認すること。

(2) リスクマネジメント上の禁止事項

- ① リスクの発生に意図的に関与すること。
- ② リスク発生の恐れがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じないこと。
- ③ リスクの解決について当社の指示に従わないこと。
- ④ リスクの解決について情報を許可なく外部漏らすこと。
- ⑤ その他、リスクの予防、発生、解決等において当社グループに不都合な行為を行うこと。

(懲戒処分等)

第13条 当社グループは、前条の規程に違反した従業員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第14条 本規程の適用対象者は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の従業員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 当社の利益を図る目的で行ったこと

(通報の義務)

第15条 本規程の適用対象者は、他の従業員が第12条に違反する行為を行っていることを知ったときは、別に定める「コンプライアンス・ホットライン取扱要領」に従い、速やかに通報しなければならない。

(リスクに対する措置)

第16条 本規程の適用対象者は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当社グループにとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 2 本規程の適用対象者は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、決裁者に対し当該業務において予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これを処理するための措置について具申しなければならない。

(具体的リスク発生時の対応)

第17条 本規程の適用対象者は、具体的リスクが発生した場合には、危機管理規程に従い、対応する。

(事前相談)

第18条 本規程の適用対象者は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の事務局に相談しなければならない。

(コンプライアンス・リスクマネジメント研修)

第19条 当社は、次に掲げる目的のため、本規程の適用対象者に対し、必要に応じて、研修会を開催する。

- (1) コンプライアンス・リスクマネジメントへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること
- (3) リスクの予防方法・発生時の対応方法について正しい知識を付与すること

(緊急事態通報先一覧表)

第20条 事務局は、緊急事態の発生に備えて通報先一覧表（以下「一覧表」という）を作成し、これを管理しなければならない。

2 一覧表は、定期的に点検し、変更があったときには、速やかに修正する等、常に最新のものとするよう努めなければならない。

(文書の改廃)

第21条 本規程及び行動基準の改廃は、規程管理規程による。

付 則

制定施行：2015年7月22日

改定施行：2019年1月1日

改定施行：2019年8月19日